

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

税制改正を“時期”で把握し、 見落としを防ぐ

施行時期別

税制改正のポイント



令和7年度税制改正では、多岐にわたる項目が盛り込まれており、その一部はすでに施行されているものの、多くは令和8年から令和9年にかけて施行されます。所得税や法人税、消費税、電子帳簿保存法など、企業や個人の実務に直結する制度変更が含まれており、いずれも早期の情報把握と事前準備が欠かせません。

改正内容を「いつから・どこが変わるのか」の視点で確認していきましょう。

1 令和7年4月1日以降開始事業年度から適用

◆ 新リース会計基準への対応

リース会計基準が見直しされ、借手については、これまでのオペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分を廃止し、使用権資産とリース負債を計上する単一の会計モデルを採用することとなりました。貸手については、引き続きオペレーティング・リースとファイナンス・リースを区分することとし、その区分に応じた処理を行います。なお、ファイナンス・リースの場合の会計処理のうち、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法による会計処理は、収益認識会計基準において割賦基準が認められなくなったことを踏まえて、廃止することとされました(下表)。

新リース会計基準は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用することとされていますが、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の期首からの早期適用も認めることとされています。

なお、監査対象法人以外の法人(中小企業など)については、引き続き中小企業の会計に関する指針又は中小企業の会計に関する基本要領に則った会計処理も可能とされています。

◆ 中小企業者等の法人税率の特例の見直し

中小企業者等の法人税率の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。

- ① 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%とされました。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人が除外され、中小通算法人等の軽減対象所得金額(年800万円を通算グループ内の法人の所得の金額の比で配分した金額)以下の金額に適用される税率が19%とされました。

会計基準の見直しの概要

リースの区分	借 手		貸 手	
	旧リース会計基準	新リース会計基準	旧リース会計基準	新リース会計基準
ファイナンス・リース	売買取引に準じた会計処理	原則、全てのリース取引について、使用権資産及びリース負債を計上	売買取引に準じた会計処理	
			割賦基準の廃止	
オペレーティング・リース	賃貸借取引に準じた会計処理		賃貸借取引に準じた会計処理	

2 令和7年12月1日施行予定

◆基礎控除・給与所得控除の見直しと 特定親族特別控除の創設

詳細は
次号にて解説

① 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されます。

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円(改正前:48万円)
132万円超336万円以下	88万円(令和9年分以後は58万円) (改正前:48万円)
336万円超489万円以下	68万円(令和9年分以後は58万円) (改正前:48万円)
489万円超655万円以下	63万円(令和9年分以後は58万円) (改正前:48万円)
655万円超2,350万円以下	58万円(改正前:48万円)

② 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

③ 特定親族特別控除の創設

生計を一にする大学生世代(19~22歳)の子供の親に向けた新たな制度であり、一定の要件を満たす特定親族がいる場合、扶養控除から外れても、最大63万円を控除できるようになります。

3 令和8年分所得税から適用

◆子育て世帯の生命保険料控除の拡充

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、生命保険料控除の適用限度額が4万円から6万円に引き上げられます。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

なお、旧生命保険料及び上記の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円(現行:4万円)となります。

◆住宅ローン控除の拡充

① 特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得または買取再販認定住宅等の取得をして令和7年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額は次のようになります。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

特例対象個人とは…40歳未満で配偶者を有する者、40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者又は19歳未満の扶養親族を有する者

② 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、①の特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合が適用対象に追加されます。その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が所得税の額から控除できることとなります。

4 令和8年4月1日以降 開始事業年度から適用

◆防衛力強化に係る財源確保税制

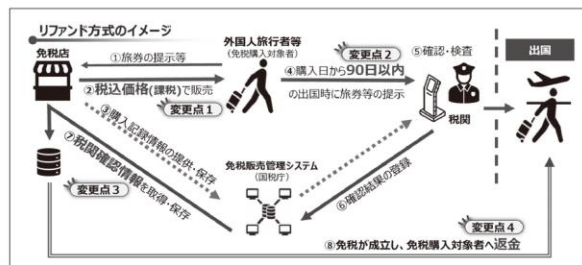
我が国の防衛力強化のための安定的財源を確保する観点から、新たに防衛特別法人税が創設されます。基礎控除額が500万円と、大半の中小企業が課税されないよう配慮されています。

〈算式〉 防衛特別法人税 =
課税標準法人税額(基準法人税額-500万円)×4%

5 令和8年11月1日施行予定

◆輸出品物販売場制度の見直し

外国人旅行者などによる国内における免税購入品の横流し等を防止するため、リファンド方式に移行します。



出典:国税庁HP

リファンド方式とは…外国人旅行者が免税店で商品を購入する際に消費税込の金額で購入し、出国時に国外への持ち出しが確認された場合に、消費税相当額を還付する仕組みのこと。

6 令和9年1月1日以後に法定申告 期限が到来する国税に適用

◆電子帳簿等保存制度の見直し

令和7年度税制改正においては、請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設されました。それらの電子取引データを一定の要件を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外されるとともに、青色申告特別控除65万円が適用されます。

ただし、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用すること、また、あらかじめ届出書を提出することが必要です。